

八雲町U・Iターン就職奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八雲町における産業の担い手確保と労働人口減少の抑制を図るため、Uターン及びIターンにより八雲町内の事業所に正規雇用される者に対し、就職奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、産業の活性化と移住定住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内事業所 八雲町内に本店又は主たる事業所若しくは支店を有する法人又は個人事業所をいう。
- (2) 正規雇用 次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 雇用期間の定めがない雇用であること。
 - イ 雇用保険被保険者及び被用者保険に加入していること。
- (3) 新規学卒者 八雲町の住民基本台帳に記録されている者で、学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校を卒業した者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) Uターン及びIターンにより八雲町の住民基本台帳に記録された日から1年以内に町内事業所に正規雇用されていること、若しくは、町内事業所に正規雇用された後原則1月以内に八雲町の住民基本台帳に記録された者、又は新規学卒者で、卒業した日の翌日から起算して1年以内に町内事業所に正規雇用されていること。
- (2) 申請時において、同一の事業所に1年以上雇用され続けていること。
- (3) 正規雇用時において、年齢が満50歳未満であること。
- (4) 雇用条件において勤務地が変わる見込みがないこと。
- (5) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (6) 八雲町への転入前に、他の市区町村の住民基本台帳に1年以上記録されていたこと。ただし、新規学卒者については、この限りではない。
- (7) 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(9) 国家公務員及び地方公務員でないこと。

(奨励金の交付対象期間)

第4条 奨励金の交付対象期間は、町内事業所に正規雇用された日から起算して1年を経過した日から2年以内までとする。

(奨励金の種類、額及び交付申請等)

第5条 奨励金の種類、額及び交付申請期間は、別表第1のとおりとする。

2 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八雲町U・Iターン就職奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第6条 町長は、前条第2項の申請があったときは、申請に係る書類を審査し、奨励金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、奨励金の交付を決定したときは、八雲町U・Iターン就職奨励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、奨励金を交付しないことを決定したときは、八雲町U・Iターン就職奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、交付決定を行ったときは、速やかに奨励金を交付する。

(奨励金の取消し)

第7条 町長は、奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定をした奨励金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為があると認められたとき。

(2) 奨励金の交付決定を受けた日から1年以内に八雲町から転出したとき。

ただし、倒産、災害、病気、介護、その他のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りではない。

2 町長は、前項の規定により奨励金の取消しを決定したときは、八雲町U・Iターン就職奨励金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(返還請求)

第8条 町長は、前条第1項の規定により奨励金の全部又は一部を取り消した場合において、奨励金を既に交付しているときは、当該奨励金の全額又は一部の返還を請求するものとする。

(報告及び調査)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者及び交付決定者が勤務する町内事業所に対して報告又は調査を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に

定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

種類	額	交付申請期間
現金	30万円	町内事業所に正規雇用された日から起算して1年を経過した日から2年以内

別表第2 (第5条関係)

添付書類
1 交付金申請者本人の戸籍の附票
2 在職証明書(様式第5号)
3 雇用契約書の写し又は労働条件通知書の写し
4 卒業証書の写し又は卒業証明書の写し (新規学卒者のみ必要)
5 その他町長が必要と認める書類